

# 獣医学生 of 獣医療行為（臨床実習）に関する指針

2020年3月3日

NPO 法人獣医系大学間獣医学教育支援機構

## 1. はじめに

近年、獣医学を取り巻く環境は大きく変化しております。国内では食の安全確保、人獣共通感染症への対応、産業動物獣医師および行政に従事する公務員獣医師の人材確保等、様々な社会ニーズが存在します。文部科学省内に設置された獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議からは、2011年に「現場の最前線で活躍できる高度な実践力を有する獣医師の養成」、および「国際水準の獣医学教育の実現」が達成目標として示されました。一方、国際的には公共獣医事を担う人材育成のための獣医学教育の確立が求められ、2010年には国際獣疫事務局（OIE）から獣医学教育に関するミニマム・コンピテンシーが公表されております。このような社会の要請に答えうる実践的な獣医師の育成に当たり、獣医学を履修する課程に在籍する大学生に対して質・量ともに充実した臨床実習を提供することが大切ですが、見学による臨床実習には限界があり、双方向の実習形態を基本とした教員の指導下での臨床例に対する診療行為等のいわゆる参加型臨床実習が必要になります。2011年に策定された獣医学教育モデル・コア・カリキュラムにも、実習科目として「総合参加型臨床実習」が含まれています。

## 2. 獣医師法の順守

### 1) 基本的な考え

獣医師法第17条には、「獣医師でなければ、飼育動物（牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫、うずらその他獣医師が診療を行う必要があるものとして政令で定めるものに限る）の診療を業務としてはならない。」と規定されており、無免許で診療を業務とした場合には、罰則が適用されます。

獣医学生が臨床実習において他者が所有する飼育動物に対して行う診療行為に関しては、農林水産省通知「獣医学生の臨床実習における獣医師法第17条の適用について」（平成22年6月30日付け）において、診療行為の目的・手段・方法が社会通念から見て相当であり、獣医師の診療行為と同程度の安全性が確保される限度であれば、基本的に違法性はないと解することができるとの考え方が示されています。

### 2) 獣医師法順守のための条件

上述の基本的な考えをもとに、獣医学生が獣医師法を順守して診療行為を行うためには、以下の5つの条件を満たす必要があります。

（1）診療行為の目的・手段・方法の社会通念から見た相当性に関して

①獣医師法の目的は「飼育動物に関する保健衛生の向上および畜産業の発達を

図り、あわせて公衆衛生の向上に寄与する」ことであり、獣医学生の診療行為が獣医学教育の一環として新規獣医師の資質向上に資するものであること。

②獣医学生が診療行為を行う手段・方法に関して、あらかじめ飼育動物の所有者の同意を得ること。

(2) 獣医師の診療行為と同程度の安全性の確保に関して

③侵襲性(生体に与える危害・損傷の程度)のそれほど高くない一定の診療行為に限られること

④獣医学教育の一環として、一定の要件を満たす指導教員によるきめ細かな指導・監督・監視の下に行われること

⑤臨床実習を行わせるに当たり、事前に獣医学生の評価を行うこと

### 3. 臨床実習実施のための具体的要件

上記、獣医師法を順守するための条件を満たした上で臨床実習を適切に実施するためには、次に掲げる具体的要件を考慮する必要があります。各大学はこれらの要件に基づいた臨床実習のガイドラインを策定し、臨床実習を実施しています。

#### 1) 獣医学生に許容される臨床実習における診療行為の範囲(水準1~3)

臨床実習において、獣医学生に許容される診療行為は、教育的観点を考慮した上で、その診療行為によって予測される飼育動物への侵襲性の程度(別紙1)を目安として、以下の3つの水準に区分されています。

- ・水準1: 予測される飼育動物への侵襲性が相対的に低い診療行為  
飼育動物の安全の確保が比較的容易と判断され、所有者の同意を得て、獣医学生15名程度に指導教員1名がつき、必要に応じて技術介助を行うことができる状況で獣医学生が実施できる診療行為
- ・水準2: 予測される飼育動物への侵襲性が相対的に中程度の診療行為  
適切に実施されれば飼育動物の安全の確保が可能であると判断され、所有者の同意を得て、獣医学生に必ず指導教員が同伴し、必要に応じて獣医学生の診療行為を中止することができる状況で獣医学生が実施できる診療行為
- ・水準3: 予測される飼育動物への侵襲性が相対的に高い診療行為  
飼育動物の安全を確保することが困難と判断される場合で、原則として獣医学生は実施できず、指導教員の実施の見学にとどめる診療行為

水準毎の具体的な診療行為の例(別紙2)は、別紙1の飼育動物への侵襲性の

程度とともに、獣医事審議会計画部会から公表されています（「獣医学教育における獣医学生の臨床実習の条件整備に関する報告書（平成 22 年 6 月 30 日付け）」）。

なお、臨床実習で取り入れる診療行為の内容や各診療行為の水準は、大学毎の指導体制、獣医学生の知識や技能の習得状況、実習の対象となる飼育動物の状態等により異なることも考えられることから、獣医学生と飼育動物の安全が確保される範囲で、獣医学教育の現場において個別に判断され、その内容は各大学の臨床実習に関するガイドラインに反映されています。

## 2) 指導教員の要件

### (1) 学内実習

臨床実習において、獣医学生および飼育動物の安全を確保し、獣医学生による診療行為に対して適切に指導・監督または監視できる能力を有することが指導教員の要件です。

助教程度あるいは臨床経験 5 年以上が一つの目安と考えられますが、最終的には大学のガイドラインに基づいて判断されます。

指導教員は、大学のガイドラインに基づき、獣医学生の知識・技能や飼育動物の状態等から判断し、あらかじめ診療行為の実施の許可を獣医学生に与える必要があります。

### (2) 学外実習

学外の臨床研修施設等の獣医師を指導者とする場合は、大学のガイドラインに基づき指導教員として適当な者を選任するとともに、大学において客員講師、実習担当講師等の地位に位置付けるなど、大学との関係をあらかじめ明確にしておく必要があります。

学外での臨床実習は、大学内では経験しにくい産業動物診療の学習ができる等実習内容の充実を図る上で有用であることから、日頃から大学と臨床研修施設等が情報を共有し、連携協力体制を構築した上で推進することも重要です。その際には、当該実習をカリキュラムに位置付けるとともに、受け入れ機関との事前協議により指導体制を構築して下さい。

## 3) 獣医学生の事前評価

臨床実習において、獣医学生は、診療行為を行う前に実施可能な水準までの技術を習得する必要があるため、大学は、臨床実習に入る前の段階で獣医学生の知識・技能に係る評価の基準を設ける等により、獣医学生が到達すべき基準に達しているかどうかについて判断することが必要です。

我が国の国公私立獣医系大学で構成されている全国大学獣医学関係代表者協議会（全獣協）は、公平性と透明性を確保し、全国的に同一基準で獣医学生を評

価することにより社会的信頼を得る仕組みとして大学間で共通した評価試験である獣医学共用試験を実施することを決定しました。2015年に全獣協の協力の下に獣医学共用試験を実施する母体として（NPO）獣医系大学間獣医学教育支援機構が設置され、2017年から獣医学共用試験を実施しております。

獣医学生は、この獣医学共用試験に合格して「Student Doctor」に認定されることが参加型臨床実習において診療行為を行う必須要件です。各大学は、獣医学共用試験合格をもって学生の基礎的知識や技能および態度が臨床実習として診療行為を行うことができる一定の基準に到達していることを保証するものとします。

なお、獣医学共用試験の実施に当たっては、全ての関係教職員が獣医学共用試験の意義を正しく理解し、十分な体制で実施することにより、公平性と透明性が確保されなければ社会的信頼は得られません。

#### 4) 飼育動物の所有者の同意

獣医学生の臨床実習に当たっては、あらかじめ、飼育動物の所有者に対して実習の必要性、実習内容等を十分かつ丁寧に説明し、所有者が納得した上で、獣医学生による診療行為に関して同意を得る必要があります。

所有者は同意を拒否できること、既に同意した内容をいつでも撤回できること等、所有者が診療上の不利益な扱いを受けないことに配慮する必要があります。

#### 4. おわりに

臨床実習の実施に当たっては、飼育動物と獣医学生の安全を最優先しなければなりません。そのためには、大学あるいは学外実習受入機関において、適切な指導体制の構築等実習実施のための条件がより整備されることが望まれます。